

令和4年度 鹿角市プレミアム付商品券発行事業
取扱加盟店募集要項

かつの商工会

1. 目的

鹿角市より委託を受け発行する鹿角市プレミアム付商品券等（以下「商品券等」という）について、かつの商工会（以下「本会」という）及びハミングカード協同組合（以下「協同組合」という）と商品券等取扱事業所（以下「加盟店」という）は、この要項に従うものとする。

2. 加盟店

加盟店は鹿角市内の事業所とし、本会へ別紙「取扱加盟店申込書」により登録申請をした者とする。本会及び協同組合の会員・非会員を問わない。

加盟店は「大型店・コンビニ」と「大型店・コンビニ以外」に分類する。大型店は「本社所在地が市外にあり、かつ従業員数 100 名以上の事業所」と定義し、コンビニは「業種がコンビニエンスストアとして営業している店舗」と定義する。これに該当する事業所は「大型店・コンビニ」として加盟店登録され、20%プレミアム「つかエール券」は利用できるが、30%プレミアム「超つかエール券」及び 50%プレミアム飲食券は利用できない。ただし、大型店のテナントとして入っている事業者の本店が市内である場合はこの限りとしない。また、コンビニエンスストアにおける「鹿角プレミアム Pay」の取扱いに関しては、ハミングカードが利用可能で、さらに本事業で加盟店登録をしている場合は利用できるものとする。

「超食エール券」については、大型店・コンビニ以外でかつ日本産業分類表において、大分類が「M 宿泊業、飲食サービス業」であって、中分類が「飲食店」に該当する事業所が加盟店として登録できるものとする。

3. 商品券等の有効期間

商品券等の発行・使用・換金期間を次のとおりと定め、期間外の商品券等については取り扱わないものとする。

（1）販売期間は、令和4年7月 9日（土曜日）から令和5年1月31日（火曜日）とする。

（2）使用期間は、令和4年7月 9日（土曜日）から令和5年1月31日（火曜日）とする。

ただし、プレミアム付電子マネーについては、チャージ日から6ヶ月以内を期限とし、6ヶ月以内であっても令和5年1月31日限りの使用期限とする。

（3）換金期間は、令和4年7月19日（火曜日）から令和5年2月 7日（火曜日）とする。

4. 商品券の額面と販売方法

商品券等は以下の4種類を販売する。

・30%プレミアム「超つかエール券」

大型店・コンビニ以外の加盟店で利用できる券とし、名称を「超つかエール券」とする。

額面 1,000 円券 13 枚綴りを 1 セットとして 10,000 円で販売する。

・**20%プレミアム「つかエール券」**

すべての加盟店で利用できる共通券とし、名称を「つかエール券」とする。

額面 1,000 円券 12 枚綴りを 1 セットとして 10,000 円で販売する。

・**50%プレミアム「超食エール券」**

大型店以外の加盟店で利用できる券とし、名称を「超食エール券」とする。

額面は 500 円券 3 枚綴りを 1 セットとして 1,000 円で販売する。

・**30%プレミアム「鹿角プレミアム Pay」**

大型店以外の加盟店で使用でき、名称を「鹿角プレミアム Pay」とする。

13,000 円チャージ分を 1 セットとして 10,000 円で販売する。

※上記電子マネー分は、協同組合のみで取扱うものとする

5. 商品券等の購入者

(1) 鹿角市民

(2) 鹿角市民以外で、市内の事業所に勤務している方

6. 商品券等の換金場所、手続方法及び換金手数料

【本会で取扱う商品券（プレミアム 20%・30%商品券及びプレミアム 50%飲食券）】

商品券の換金は本会で行う。「換金請求書」に必要事項を記入し使用済み商品券を添えて提出し、換金は小切手にて支払う。換金手数料は無料とする。

【協同組合で取扱う電子マネー（鹿角プレミアム Pay）】

本事業によりチャージされ使用された鹿角プレミアム Pay の換金は協同組合で行い、利用履歴により各登録加盟店に振り込むものとする。換金手数料は無料とする。

7. 商品券等の取り扱い

商品券等の取り扱いに際しては、次の事項を遵守する。

(1) 商品券を受け取る際は偽造でないかを確認し（コピーガードで防止）、偽造商品券の流通を防ぐ。

(2) 商品券は現金同様に扱う。但し、額面金額に満たない支払の場合には、釣銭の払戻しは行わない。

(3) 下記の支払い、取引については使用できない。

税金、公共料金等、医療費、介護費、たばこ、切手、印紙、各種商品券、電子マネーの購入・チャージ、ギフトカード等の券類、土地・建物・家屋の売買、宿泊代、諸経費支払い等（事業用の支払いには使用できません。）

(4) 消費者より受け取った商品券を再使用することはできない。

(5) 商品券を受け取った事業所は、裏面に事業所名を記載し、再使用を防ぐため適正に管理

しなければならない。

(6) 商品券の盗難、紛失に対しては、本会では一切の補償をしない。

(7) 換金期限（令和5年2月7日）以後は一切受け付けない。

8. トラブルへの対応

消費者が商品券等を使用した際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、キズ、その他の問題等トラブルが生じた場合は、事業所は誠意をもって消費者との間で問題解決を図ることとし、本会及び協同組合はその一切の責任を負わない。

9. その他

ここに定めるもののほか、鹿角市及び本会、協同組合が必要と認めるものは、適宜実施することができる。

附則 この要項は、令和4年4月15日より適用する。